指定港化もとめて

三島川之江港の現状報告

全国港湾加盟の皆様には、三島川之江港の指定港化の運動に対して、強力なる支援をいただいておりますことに感謝いたします。

さて、この間の指定港化の運動の現状について、現地から報告させていただきます。

昨年十二月九日に四国の港湾労使が、共同で三島川之江港の指定港化について、国会議員と国交省に要請を行いました。

金子地区ターミナル

指定港化の確認書では「指定港化についての温度差が解消するまで労働組合は静穏に見守る」という内容がありました。そのため、現地での行動をひかえてきましたが、その間、三島川之江港は、金子地区の整備を着々と進め、周辺の貨物が集まりつつあります。このまま放置すれば、私たちの雇用不安がさらに高まるため、全国港湾に要請して、昨年十二月五日に現地行動を計画しました。しかし、行動の前段で四国の港湾関係労使が、指定港化を強く望んでいることを、国交省に示す必要があると考え、労使共同で国交省への要請をすることになりました。しかし、国交省側の都合で、要請日が十二月九日となったため、現地行動については延期としました。

労使共同の要請の中で、国交省は、これまで何度か四国中央市の前市長と現市長と会い、指定港化について地元の理解を求めて来た。その中で、現市長は「このままの状態（非指定港）で良いとは思っていない」と言っているということも表明しました。それに対して、四国港湾は二〇一四年三月末までに、指定港化が前進しなければ、一昨年十二月の行動以上の取り組みをせざるを得ないということを伝えました。

一月十九日～二十日に開催された全国港湾の中央委員会でも、糸谷委員長が三島川之江港の指定港化を、全国港湾の重要な運動として取り組むとの力強い挨拶をいただきました。

四国港湾は、指定港化の期限とした三月末が近づいてきた段階で、四国中央市の市長と直接会談をして、問題の打開を図る必要があると考えました。市長との会談をするにあたって、現地行動の前提が必要だと考え、第四回執行委員会で再び現地行動を要請しました。執行委員会で行動は二月二十五日に設定して、市長との会談にのぞみました。二月五日に市長と会談した内容から、四国港湾として現地行動を延期した方が良いのではと判断し、全国港湾に報告しました。

二度にわたる行動の延期で、全国の仲間の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。この経緯をご理解していただき、今後とも指定港化の運動にご支援をお願いしまして、報告を終えます。

（四国港湾）

藤木インスペクター日誌

～低賃金編～

先月、ベトナム船籍のコンテナ船を船舶動向情報でみて（総トン数約二万五千トンか～！まあまあのおおきさだな、本当にベトナム人が乗っているのかな）と興味を抱いたので自国船籍とわかりながら訪船することにしました。

乗船すると「あなた誰？」と聞かれたので「ＩＴＦ」と答えると「？？」とわからないようだったので、もう一度「ＩＴＦ」と言ったら、もう何でもいいやと思ったのでしょう、船長室まで通してくれました。

船長に会って話をしているとＩＴＦのことは、知っていて理解しているようでした。

IMO CREW LIST

☐ Arrival　☐ Departure

2.Port of departure	3. Date of arriv
5. Port of arrival	

9.Rank	10.Nationality	11. Date of birth	12. Place of birth
CAPT	VIET NAM	09/07/1977	HA NOI
C/O	VIET NAM	08/01/1981	NAM DINH
2/O	VIET NAM	10/08/1979	HAI PHONG
3/O	VIET NAM	12/02/1982	THAI BINH
C/E	VIET NAM	22/10/1977	HAI PHONG
2/E	VIET NAM	13/06/1983	HAI DUONG
3/E	VIET NAM	30/10/1981	THAI BINH
4/E	VIET NAM	07/09/1984	GIA LAI
ELECT/O	VIET NAM	26/01/1987	HAI PHONG
BOSUN	VIET NAM	12/10/1984	NGHE AN
AB	VIET NAM	08/09/1987	HUNG YEN
OS	VIET NAM	18/01/1988	HAI PHONG
AB	VIET NAM	13/07/1985	BAC GIANG
OS	VIET NAM	24/06/1990	NAM DINH
AB	VIET NAM	23/03/1985	HUNG YEN
FTR	VIET NAM	20/10/1967	THAI BINH
OILER.AB	VIET NAM	09/08/1988	NAM DINH
OILER.AB	VIET NAM	18/02/1981	HAI DUONG
OILER	VIET NAM	09/10/1991	HUNG YEN
OILER	VIET NAM	11/07/1987	HA TINH
COOK	VIET NAM	17/10/1979	HAI PHONG
MESS	VIET NAM	02/11/1979	HAI PHONG

クルーリストの一部

また、給料について聞いてみるとエイブル・シーマン（ＡＢ日本語では甲板手）で総額$六〇〇とのこと。

私は、あんまり低額なので「え～！」とおどろいてしまいました。

そして、すかさずＩＬＯが推奨している船員の最低賃金表を取り出して船長に見せたのです。

ＩＬＯの最低賃金は、基本給しか決めていませんが、ＩＴＦは、その基本給をもとに時間外と手当を含めた計算だと総額で$一〇二八になるのです。

船長は「そうなんだよね～ちなみに俺の給料$二千何百」私はさらに「え～～！」とおどろいてしまいました。

近海を航行している船の船長なら大体$五千は超えているからです。

船長は「外国の船会社に就職したいよ」となげくばかりでした。

ちなみにこの船会社は、ベトナム政府よりの会社で船員組合も政府よりだそうです。

私は「日本で海上労働条約が八月から施行されるからＰＳＣに苦情を言えばいい」というと船長は苦笑いしながら「そうだね」と言い残しました。

労働組合基礎講座

～寄宿舎について～

今号は、労働基準法第十章「寄宿舎」（九十四～九十六条）の内容です。

■はじめに

寄宿舎とは、「事業の附属寄宿舎」とされ、労働者多数の共同生活の施設を備え、事業所内かその付近にあるものとされています。また、宿舎としては、玄関や厨房、トイレや浴室が共同であって、寝室だけが独立しているようなものとされています。

○明治以降、労働者の充足、確保と事業の利便のため、寄宿舎を設置し、多数の労働者を集団的に寄宿させることが多くありました。しかし、寄宿舎内の労働者の個人生活は、不当な干渉によって侵害される状況が見受けられるようになりました。このため、労働基準法では、これらの封建的慣習を排除し、私生活の自由と共同生活上必要な秩序の維持や安全等を守るための規定が設けられることになりました。

■寄宿舎生活の自治（九十四条）

使用者は、事業の附属寄宿舎に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならず、寄宿生活の自治に必要な役員の選任に干渉することはできない（九十五条）

事業附属寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、寄宿する労働者の代表者による同意を得て寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

■寄宿舎の設備及び安全衛生（九十六条）

使用者は、寄宿舎について、換気、採光、照明などの、労働者の健康、風紀および生命の保持に必要な措置を行う必要があります。詳細は、事業附属寄宿舎規程および建設業附属寄宿舎規程に定められています。

■監督上の行政措置（九十六条の二）

危険有害な事業の寄宿舎の設置、変更の事前届出と、労働基準監督署による工事着手の差し止めと変更命令が定められています。

■安全衛生基準違反に対する行政命令（九十六条の三）

寄宿舎が安全及び衛生の基準に違反する場合、労働基準監督署は使用停止、変更を命じることができます。

次号は、第十一章「監督機関」（労働基準監督官の権限等）です。

賃貸住宅にお住まいの方
家財の保障は大丈夫ですか?
いつ起こるか分からない火災・自然災害。賃貸住宅であっても備えは必要です。
そんな「もしも」のときのために火災共済+自然災害共済で備えませんか?
火災共済 + 自然災害共済
火災共済＋自然災害共済　4つの安心ポイント
安心1 70%以上の焼破損割合で全焼扱い。
安心2 自然災害共済で「盗難」も保障。
安心3 「落雷」による被害も保障。
安心4 「再取得価額」で保障。
こんなに多い! ご家族みんなの家財。
ご主人 合計296万円
奥さま 合計325万円
長男 合計95万円
長女 合計113万円
ご家族共通の家財
家具・什器備品類 合計335万円
衣類・寝具類 合計108万円
世帯用品 合計98万円
その他 合計68万円
ご家族の合計 1,438万円
火災共済＋自然災害共済 大型タイプ
家財150口(1,500万円)ご加入の場合
月払掛金 1,500円
月払掛金 2,550円
火災共済の家財保障にプラスしてご加入いただけます。
借家人賠償責任特約
最高保障額 4,000万円
●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。

全労済では
自賠責共済を取り扱っています!
自動車損害賠償責任共済
ご加入希望の方はご相談ください
ご契約車両を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたりした場合の対人賠償事故を補償します。
自賠責共済とは?
自動車損害賠償保障法によって道路を走るすべての自動車(二輪車を含む)、原付自転車に加入が義務づけられている共済(保険)です。
死亡 最高3000万円
けが 最高120万円
後遺障がい 程度に応じて 4000万円～75万円
もし自賠責共済(保険)に加入していないと?
未加入で運行した場合、法律により罰せられます。
6ヶ月の範囲内の 免許停止 (違反点数)6点
1年以下の 懲役 または50万円以下の 罰金
原付・バイクをお持ちの方は特に注意!
車検制度のない原付・250cc以下のバイクは自賠責共済(保険)の有効期限切れに特に注意が必要です。今一度、有効期限のご確認を!
毎10日 当日
マイカー共済とあわせてのご加入をおすすめします。
●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。